

## 地方独立行政法人長崎市立病院機構職員退職手当規程の施行に関する規程

平成24年4月1日

規程第47号

### (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員退職手当規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第46号。以下「退職手当規程」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

### (退職手当の決定の通知)

第2条 退職手当の決定の通知は、書面により行うものとする。

### (傷病による退職等の場合の提出書類)

第3条 職員（退職手当規程第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）が傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害及び理事長が定める障害の状態にある傷病をいう。）により退職したときは、その者は、退職当時における診断書及び症状の経過を明らかにした書類を、職員が死亡により退職したときは、その者の遺族は、死亡当時における遺族の身分関係を明らかにすることができる書類を、それぞれ理事長に提出しなければならない。

### (退職手当の請求)

第4条 退職手当の支給を受けようとする者は、書面により理事長に請求しなければならない。

### (休職月等)

第5条 退職手当規程第16条第1項に規定する理事長が定める休職月等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 地方独立行政法人長崎市立病院機構職員就業規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第11号）第13条第1項第3号に規定する理由又はこれに準じる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等

(2) 育児休業（地方独立行政法人長崎市立病院機構職員就業規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第11号）第2条第1項の規定による育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務（同規程第13条第1項又は第2項に規定する育児短時間勤務及び同規程第23条の規定による短時間勤務をいう。）により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等　退職した者が属していた退職手当規程第16条第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあっては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあっては当該休職月等

(3) 第1号に規定する理由以外の理由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。）　退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあっては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあっては当該休職月等

（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）

第6条 退職した者の基礎在職期間に退職手当規程第9条第2項第2号又は第3号に掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における退職手当規程第16条第1項及び前条の規定の適用については、その者は、理事長が定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

(1) 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間　当該職員としての引き続いた在職期間の末

日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

(2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員（当該従事していた職務が理事長の定めるものであったときは、理事長の定める職務に従事する職員）

（退職手当審査会）

第7条 退職手当規程第28条第1項の規定による退職手当審査会は、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員懲戒規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第25号）第3条に規定する懲戒審査委員会が兼ねるものとし、同規程第5条、第6条及び第10条の規定は、退職手当審査会について準用する。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。